(令和3年10月1日作成)

| 1 | (令和3年10月1日作成) |
|---------|---|
| 法 令 名 | 森林法 |
| 根拠条項 | 第16条 |
| 処分の概要 | 森林経営計画の認定の取消し |
| 法令の定め | (認定の取消し) 第16条 市町村の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該森林経営計画に係る第 11条第5項の認定を取り消すことができる。 1 認定森林所有者等が、第12条第1項各号に掲げる場合において、同項の規定による認定の 請求をせず、又は請求をしたが当該認定を受けられなかったとき。 2 認定森林所有者等が、第14条の規定に違反していると認められるとき。 3 認定森林所有者等が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。 (数市町村にわたる事項の処理等) 第19条 森林経営計画の対象とする森林の所在地が2以上の市町村にわたる場合には、第11 条から第13条まで及び第15条から第17条までの規定において市町村の長の権限に属させた事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者が処理する。 1 当該森林経営計画の対象とする森林の全部が1の都道府県の区域内にある場合 当該都道府県知事 |
| 処 分 基 準 | 1 法第16条の認定の取消しは、森林経営計画制度の実効性を確保するための最終的な措置であるから、努めてそのような事態が発生しないよう事前の指導に万全を期すこととする。特に間伐及び主伐の合理化に関する基準となる規則付録第2の算式により算出される面積及び規則付録第3の算式により算出される材積については、森林経営計画の認定時等に認定森林所有者等に周知するとともに、当該基準に適合した間伐等が行われるよう適切な指導及び助言を行うこととする。2 法第16条各号に該当する場合であっても、その後の森林経営計画の実行が明らかに確保されると認められる場合には、取消しを行わず、計画的な森林の施業及び保護の推進が図られるよう指導することとする。3 1及び2の指導にもかかわらず、当該森林経営計画の実行が確保されると認められない場合には、認定の取消し処分を厳正に行うものとする。4 認定の取消しの効果としては、認定が取り消された以降、認定森林所有者等が課せられていた義務が消滅し、免除されていた義務が課せられることである。なお、認定の取消しを受けた場合には、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第30条の2第5項の規定により、取り消された森林経営計画の始期に遡って同法に基づく森林経営計画に係る特例措置が不適用となるなど当該措置の適用時に遡って優遇措置が不適用となる場合がある旨を、あらかじめ認定森林所有者等に周知するよう努めることとする。 |
| 処分担当課 | 水産林務部林務局森林計画課計画推進係 (電話番号:011-231-4111 (内線 28-529)) 各(総合)振興局産業振興部林務課森林整備係・主査(林務)(電話番号:) |
| 問い合わせ先 | 同上 (電話番号:) |
| 備考 | 問い合わせ先は、森林経営計画の対象とする森林の全部が1つの(総合)振興局管内にあるときは(総合)振興局産業振興部林務課であり、2つ以上の(総合)振興局にわたるときは水産林務部林務局森林計画課である。 (公表アドレス: https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/index.html) |